

総務文教常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年7月31日（木） 午前10時00分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	有村 隆志 君
委員	平原 志保 君	委員	阿多 己清 君
委員	中村 正人 君	委員	松元 深 君
委員	塩井川 幸生 君	委員	前川原 正人 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 池田 守 君

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

教育部長	越口 哲也 君	教育総務課長	久保 隆義 君
学校教育課長	室屋 正俊 君	学校教育課長補佐	安藤 晋哉 君
保健体育課長補佐	落 盛久 君	教育政策G長	赤塚 孝平 君
学事G長	烏丸 充弘 君	指導事務G長	長濱 信博 君
保健体育G長	末満 伸太郎 君		

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

なし

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の所管に係る調査事項は、次のとおりである

(1) 霧島市立小学校及び中学校の通学区域の現状と今後の取組について

(2) 小中学生が所持する通信機器の学校内での取扱いと、使用全般に対する危機管理について

9. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午前10時00分」

○委員長（池田綱雄君）

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会します。本日は、事前に通知しておりました所管事務調査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。

△ 霧島市立小学校及び中学校の通学区域の現状と今後の取組について

○委員長（池田綱雄君）

それではまず、霧島市立小学校及び中学校の通学区域の現状と今後の取組について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

霧島市立小学校及び中学校の通学区域の現状と今後の取組について、御説明いたします。本市は、霧島市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則により、児童・生徒が通学すべき学校をそれぞれ

れ指定しております。ただし、区域外就学、調整区域など特に必要があると認める場合は、通学すべき学校の指定を変更することができるようにしております。別紙資料と致しまして、最新の霧島市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則を配付させていただいておりますので、お目通しいただきたいと思っております。直近の通学区域の改正を行った例としては、従来は舞鶴中学校区であった向花小学校を、平成27年度4月から国分中学校区にするものがあります。これは、舞鶴中学校の生徒数増加により、使用教室数の不足などが学校運営に支障を来す見込みから、「舞鶴中学校区における学校規模の適正化及び通学区域の見直し」について、霧島市立小中学校規模及び通学区域等適正化審議会で審議していただき、その答申を受け、PTAや地域住民への説明会を開催し、通学路の安全対策や児童・生徒、保護者の個別の事情に対応いたしました。その結果、保護者や地域の方々の理解を得ることができたと判断し、「向花小学校区を国分中学校区に」改正したところでございます。本年度は校区変更の準備期間としましたことから、向花小学校卒業生の54名のうち27名が国分中学校に入学したところであります。今後の取組については、国分小学校と舞鶴中学校が平成31年度以降、児童・生徒数増加により、学校運営に支障を来すことが予想されることを含め、市内全ての小中学校を対象とした学校規模の適正化及び通学区域の見直しについて、「公立学校等適正規模化検討委員会」を開催し、国の動向も踏まえつつ、学校教育の質の確保や中・長期のふるさとづくりの視点に立った通学区域のあり方等について、検討を進めてまいります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（平原志保君）

準備期間となっておりますが、この準備期間はいつ頃まで準備期間として設けられているのでしょうか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

来年度、平成27年度からは向花小学校区は国分中学校区としておりますので、本年度は準備期間となっているところでございます。

○委員（平原志保君）

そう致しますと、例えば今年1年生に入られて、次に2年空いて、下のお子さんがまた中学校というときには、そのまま上がることはできず、新しい学区のほうでということになるのでしょうか。その辺の調整というのは、考慮していただけるのでしょうか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

今のような個々のケースがございます。例えば兄弟関係でどうしても今、舞鶴中学校の2年生にいます。そのままいくと国分中で離れ離れ、それぞれ違う学校になるというようなケースがあつて、どうしても向花小学校は、本当は国分中学校なんだけれども、お姉さんたちと一緒にの所に行きたいというケースがあれば、そのケースに応じて舞鶴中学校に行くというようなことが対応できるようにしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

今、それぞれ説明を頂いたわけですが、この根拠になっているのが、霧島市立小中学校規模及び通学区域等適正化審議会条例に基づいて議論をされて、そしてその実状に応じて学区を変更し、又はそれぞれの状況に応じた対応のやり方ということとされていると思うんですけども、問題は学区を画一的に、数がこれだけ減ったので、こっちが増えたので減ったのでということで、というの中にはあるでしょうけれども、それだけではないと思うんですね。ですから、その部分でお聴きをしたいのは、適正化審議会の中で、例えば学区を変更することによる議論等について、どのような特徴、学区だけの問題ではないですけども、公民館の在り方の問題とか、今度は子ども会への参加の問題とか、総合的な部分が、問題点が実際もう出ている状況でもあるわけですけども、その辺の適正化審議会の中での議論等の特徴的なものというのは、どういうのがこの間あったのか、お示しいただけますか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

前川原委員からございましたように、確かにどこを変更していくのかということについては、非常に難しいです。特に、自治公民館とか校区がいろいろ重なっている状態、しかもどこを線にするかという線の引き方も非常に難しい。特に、市内につきましては、自治公民館区が入り乱れていると言ったらちょっと言葉が悪いですが、きっちり線が引けない状況がございます。やはり、そういうことも議論になりました。それであれば、どういう形が一番いいんだろうかということの案をいろいろ出ささせていただいて、そして最終的に、今の向花小学区を国分中学校のほうにしたほうがいいんじゃないだろうかということで、案を作り、そして住民に十分説明し、保護者にも説明して十分な納得を頂くように誠意を尽くしながら、進めていくということが大事だというふうな提言を頂きましたので、それで進めさせていただきました。当然のことながら、国分小学校区についても、ちょっと見直しをする必要があるんじゃないかという議論はありました。ただ今年、来年の目の前に、舞鶴中学校が非常に教室数が足りないというものがございましたので、国分小学校に手を付けてやっていくというのはまだ時間が必要だろうということでしたから、そこにつきましては、その審議会の中での基にした次の段取りということには進まなかったというふうに記憶しております。

○委員（前川原正人君）

今の御答弁というのは、舞鶴中及び国分中校区に対しての部分に分かりやすくということで、一つの事例として御説明いただいたと思うんですが、今後、そういう問題が当然出てくることだと思うんですね。例えば、国分南中校区の部分で、上小川小校区と競合する部分があるわけですね。上小川小校区の場合は、国分中に行くわけですよ。ところが、建て込んでいって、本来は南中校区なんだけれども、上小川小校区に友達が行くのでみんながそっちに行くと。そうすると、今度は中学校に上がったときに、本来であれば中学校は南中でなければならぬんだけれども、国分中にとか、そういうのも出てくると思うんですね。ですから、公民館の人たちの話をお聞きすると、公民館費は入るけれども、子ども会費はまた別なんだよとか、そういうのは本当に実状に則してやられているとは思いますが、やはりちょうど狭間の部分、一番難しいところ。ですから、確におっしゃるように、通学区域の適正化審議会をされていますけれども、例えば、共生協働推進課との関連があったりとか、公民館との関連があったりとか、様々な要素が交じり合っているのが大きな要因でもあると思うんですね。ですから、そういう議論というのがどこまで掘り下げられて、実状に応じた対応策、それはもうこっちに行きたくないのだからこっちに行くと、それはもう親権者が言えば、それはもうそれに従わざるを得ない部分もありますけれども、その辺の線引きというのは本当に難しいと思うんですが、そこでお聴きをしたいのは、小学校もいいよと、しかし中学校は駄目だよとかいろいろんなケースがありますが、そういう事例についてはどういう対応をされていらっしゃるわけですか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

おっしゃるとおり、多分、上小川小学校の件でいいますと、ちょうど拝田地区が特に調整区域となっております。小学校は上小川小学校が目前にあります。中学校になりますと、国分南中学校に。本当は目の前に舞鶴中学校が見えているんですが、そちらについては、その地区の中では調整区域の方たちは選択して行くことができる。ただ、拝田のちょっと先の所の子たちは、本当に目の前に舞鶴中学校がありながらも、南中学校に行かなければならぬという現状がございます。これは、同じようなケースが、国分西小学校の広瀬地区でしょうか、そこも同じようなことでしてあります。舞鶴中学校がどうしても立地条件、あの場所に来たがために、あそこを全部入れてしまえば、今度は国分小、それから西小、天降川小の子供たちを受け入れるだけの学校ができないと、キャパがないというような状況。そういうのも総合的にいろいろと材料として判断しながら進めていくと、やはりちょっと御家庭としては苦勞される部分というのは、十分あるというのは認識しているところです。それらのことも含めて、先ほど部長のほうから説明があったところについては、

舞鶴中学校についてお話をしましたので、今後、先ほど部長の答弁にもありましたように、検討委員会というのを含めて全体的なものについて、検討を含めてやっていかないといけない。特に、舞鶴中学校、国分小学校については31年度には、また人数が増えて厳しい状態だというのは見えていますので、もうあと5年しかない。この中で、やはりある程度の結論が出せるように検討委員会あるいは審議会でもんでいきながら、住民にも説明し、保護者にも理解を求めてやっていかなければならないという考え方を持っているところでございます。

○委員（前川原正人君）

なかなか御時世が変わっていき、分譲が始まって行って家が建て込んでいくと、やはりそういう問題が生じてくるというのは当然のことなんですね。ですから、そういう点でいったときに、適正化審議会の中に、公民館長も多分入るのかなど。それと、それに付随する関連のある各所管の課長、部長が入って、地域の人たちが入ったりもするんですが、問題は、子供さんがいらっしゃる人が入っていればいいんですが、言ってみればもう子育ても終わられた人たちが、こういうふうになりますよ、それなら仕方がないなというような感じで、そういう部分が若干はあると思うんですね。ですから、本来であればその適正化委員会の在り方等についても、子育てを本当に今やっている人、若しくは今後やるであろう人たちを中に入れて議論を検討したほうが、後ははまだ変わっていく状況というのは十分可能性としてはありますので、その辺の弾力運用というのはできないんですか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

御指摘ありがとうございます。前回の舞鶴中学校区の見直しの件の審議委員会のメンバーを見ますと、知識経験者がお一人で元市役所の職員の方、それから御指摘がありましたように、各関係自治公民館長が5名、小学校長が2名、中学校長が2名、加えましてPTA関係者、それぞれの学校のPTA会長でいらっしゃいますが、4名参加していただいております。確かに保護者代表ということで、4名は参加していただいておりますけれども、今後、全体的な校区の見直しを行う場合には、また委員の人選については検討をさせていただくこととなりますので、今の御意見も参考にさせていただきたいと思っております。

○委員（阿多己清君）

今、概要の学校の一覧を見ますと、3クラスある学校が結構あるわけですが、この完全複式学級の3クラスだと思いますけれども、この中で平山小、塚脇小、牧園地区の万膳小、持松小というところは10人規模の学校、その二十数名の3クラスもあるんですけれども、この4校は特認校制度かなと思うんですけれども、実際の地域の子供というのは、実態はどうなんでしょうか。そこらがあれば、お知らせいただければと思います。

○教育部長（越口哲也君）

平山小学校が現在、児童数が13名ですが、うち特認が7名でございます。したがって、地元が6名ということです。塚脇小につきましては18名でございますが、18名のうち特認が8名、地元が10名ということでございます。それから持松小につきましては、14名のうち特認が1名ということで地元が13名です。万膳小は特認校の指定はされておらず、18名全員が地元の児童さんでございます。

○委員（阿多己清君）

思いのほか地元の子供たちがいるなと思ったところなんですけれども、この推移というのは6年後とか5年後とか、そういうのは捉えておられますか。

○教育部長（越口哲也君）

平山小学校につきましては、現在13名、地元が6名ですが、6年後となりますと、特認の部分は想定できませんので、地元のお子さんは3名になると予定しております。塚脇小学校につきましては、地元10名の子供さんが7名になると予定されております。万膳小につきましては、18名が14名の想定でございます。持松小につきましては、地元13名が変わらず13名と見込んでいます。

○委員（阿多己清君）

ありがとうございました。現在3クラスで運営がされているんですけれども、これが2クラスとかそういうことも考えられるのかなと思うんですけれども、そうなった場合は、教員の数とかかなり減ってくるのではないかなと思うんですけれども、現在、教職員が最低6名、7名の学校があるわけなんですけれども、2クラスになればこの数というのはどうなるんでしょうか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

鹿児島県の教職員の配置定数という基準がございます。ここでは概略で申し上げますが、3クラスというのは1年から6年までがそれぞれ複式学級ということで、1・2年生で1クラス、3・4年生で1クラス、5・6年生で1クラス、ここまでは校長、教頭もおります。学級ごとに3名の担任と養護教諭、事務職員、これが基本的な構成でございます、7名でございます。これが、学級数が2クラスになりますと、場合によっては担任が1名削減されて、教頭が担任をするという学校も出てまいります。そうしますと、校長、2クラスのうちの担任が一人、そしてもう1クラスはもう教頭が持って、場合によっては、養護教諭でありますとか事務職員が隣接校と兼務という場合も出てまいりますので、もう限りなく教職員数が減ってしまうと。それは、地理的な条件もありますので、一律には言えませんが、それくらい職員数も減るという可能性がございます。

○委員（阿多己清君）

かなり先生方も減っていくことが想定されるんですけれども、そうなった場合に、実際の学校運営もそうなんだろうけれども、子供たちの気持ちといましようか、そういうのがどうなのかなと思うんです。子供たちも多いい中でいろいろ育み、育てていければいいわけなんですけれども、実際の学校経営、そういう子供たちの教育ということを考えた場合に、こういう小規模校の在り方というのが、いろいろ全国でも話題にはなっておりますけれども、霧島市も本当に考えなければならぬのかなと、私は思います。実際、審議会等を経ていろいろ議論がされていくと思っておりますけれども、教育委員会としてはどういう気持ちでおられるのか。私も教育委員会にありましたけれども、各学校等の説明会に行ったときに、地域から猛反発等を受けて、若干後ずさりしたこともありましたが、現在の教育委員会の気持ちというか、そういうのがあれば、ちょっとお聴かせください。

○学校教育課長（室屋正俊君）

ありがとうございます。現在、国のほうでは、小規模校の統廃合については前向きな施策をとっているところでございますが、霧島市は現在、前田市長も考えてらっしゃるように、できるだけ地域に根ざした学校づくりということで進めてはおります。ただ、今、委員からもあったように、特認校の特認生で何とか学級数を維持しているところもございますので、特認校としての特色を何とか生かしながら学校維持をすることと、隣接校との共同学習等をできるだけ進めたいと考えております。実際の統廃合につきましては、まだまだ研究をする段階ではございますけれども、もう一つの方法が、県内でも何校か例が出てきておりますけれども、小・中一貫校という形での教育の進め方もあるのではないかと。実際に、南さつま市の坊津学園、それから鹿屋市の小・中一貫校がございます。それから、薩摩川内市では連携型といまして、統廃合はしておりませんが、小・中学校が隣接する学校同士で小・中一貫教育も進めておりますので、霧島市でもそういう形での学校の活性化、学校数の存続ということはできないものかということで、研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員（平原志保君）

学区のことでお尋ねしたいんですけれども、特認校にはなっていない中山間の学校がありますけれども、そちらに幼稚園などが公立でくっ付いていた場合、やはり国分のほうや隼人のほうからもお子さんが通っているケースも結構あったりするんですね。そうしまして、そこを気に入られて、できれば小学校も国分から上のほうに上がってきて通いたいという声も最近聞くことがありまして、そういった場合、特認校ではなくても許可が頂けるものなのか。教育委員会のほうには相談は行っ

たとは伺ってはいるんですけども、ちょっと無理かなという話を言われたということなんですけど、中山間のほうの学校は、特認のところまでは行かなくても、やはり子供がもう20名切ったりしているクラスも多く、今後、10名を切る可能性もあるところに、下から通ってくださるといって一人でも多ければ、大変有り難い話だなと思っているところなんですけれども、その辺ちょっと柔軟な対応をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

霧島市の通学の基準の中では、先ほど答弁しました調整区域という考え方もございますが、もう一つは就学すべき学校の指定の変更ということで、保護者の方が共働きで放課後の帰宅先が自宅ではなくて学童であるとか、それから実家のほうに預けたいとか、そういう事情で就学すべき学校を指定学校以外の所へ変更するというのもございます。もちろんこの中には、いじめを受けて避難的に学校を替えるとかいうのもありますが、今、御指摘のような幼稚園等から続けて教育環境を自分で選んで行きたいという御相談があれば対応できるような形で、また審議会等でも検討していく要件にはなるのかなと思います。また、これから研究すべき内容かなと思います。

○委員（前川原正人君）

それぞれ各委員からも出たわけですが、結局は教育委員会のほうで学校をこういうふうにしたいんだということで一つのたたき台ができて、そしてそれが適正化審議会に掛けられて、その中で議論をし、そして最終的には決定を見るという、そういうプロセスを踏むと思うんですけども、適正化審議会というのは、例えば問題が発覚して、大体どれくらいのスパンで議論をし、そしてその中で決定を見ていくとなるのでしょうか。その辺の確認をさせていただきたいと思っております。

○学校教育課長（室屋正俊君）

こちらのほうで進めていきます審議会につきましては、ある程度結論のめどは、その課題ごとに持たないといけないと考えているところでございます。例えば、例に挙げますが、先ほど話題になりました舞鶴中の規模の問題につきましては、現在の見込数では平成30年あたりには、また校区の見直しをしなければいけないということが見えておりますので、そうしますと、もうここ一、二年の間には審議会の検討を進めさせていただいて、ある程度の見込みを持ち、そして市議会を含めて市民の皆様の御意見をパブリックコメントなどでお聴きしながら、一定の結論を持たなければいけないのではないかと考えているところでございます。それから、小・中学校の統合あるいは小・中一貫教育の方向にしましても、施設面の費用等、予算的な措置もございまして、これについてもここ三、四年の間にはある程度、議会のほうにも御提案をすることが必要ではないかなと思っております。そうしますと、そんなに長い時間を持って検討していくということも私どもは考えておりません。ある程度、目の前にある課題から一つ一つ審議会で検討していくということで、本年度中にも審議회를立ち上げなければならないと考えているところでございます。

○教育部長（越口哲也君）

審議会にかける際のいろんな状況としては、大規模校に対しての対策をどうするかという部分と、今、阿多議員等が言われた小規模校の学校、子供たちの教育環境を整える上でどうしたらいいかという、霧島市においては二つの大きな課題が山積していると思われまして、ですので、今後、その取扱い自体をどうするのが一番いいのかという議論が大切ではないかと思われまして、ですので、これから教育委員会のほうが一つの案を出して進める部分も、今までのやり方としては当然必要だったかと思っておりますけれども、今後はそういう全体的な取組というのを議論していただく部分も必要になってくるんじゃないかなと思います。例えば当面は、適正規模化を図るための小学校の在り方指針とか、こういう指針を基に、現状の状態をとりあえず進めるような状況でございまして。ただ、今後はそれが本当にいいのかどうか。それと、財政的にも例えば今、普通交付税で小学校1校当たりの交付税の額というのが保障されておりますので、一定の財政的な基盤というのもございまして、現状の維持ができるわけなんですけれども、今後、その辺に対して一つのメスが入ってくるような状況になりますと、やはり総体的な検討というのも必要になってくるということでございまして、今

後はその辺を含めた全体的なこの審議会での議論ということをして、情報提供して行っていく必要があると認識を致しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

問題は、確かに今、部長がおっしゃるように、その様々な要件、状況、問題等について審議会の在り方というか、議論の在り方も全く違うと思うんですね。例えば、教育委員会部局のほうから資料を提供し、そして今の現状はどうだと。どこをどういうふうに解決していったということ、様々な問題が、今おっしゃるように大規模校の問題だったり、小規模校の問題だったり、地域の問題だったり、いろんな問題が混ぜ合わせられて、こうだということでは画一的にはできないと思うんですね。問題が出てからじゃなくて、出るであろうという推測の下での審議会の設置になっていくと思うんですが、お聴きをしたいのはどれくらいの議論というか、結論がすぐ出れば1日、2日で終わるんでしょうけれど、そうはいかない問題ですので、室屋課長がおっしゃるように、例えば財政的な問題だったりとか、交付税で財政的措置はあるけれども、議会の承認を得るとか、議会の日程とか、地域の問題、それから学校区の大きな問題、様々、一概には言えないと思うんですが、審議会をやれば当然、その中での議論の期間というのは限られていくわけですよね。ですから、そういう点では逆算方式でやられていくんであると思います、その期間が大体長くてどれくらいを。一概には言えないですけども、大体1年半から2年くらいのスパンで議論をして、そしてどういうふうにするという結論が出るという理解でよろしいわけですか。一概には言えないと思いますけど。

○学校教育課長（室屋正俊君）

今、議論の中身に出てくるのが大規模校の、簡単に言えばそれぞれの学校の施設にどれだけの子供たちを通わせることができるかを基にした校区の線引きの問題、それから小規模校の活性化の問題、もう一つ、実はここではまだ出てきておりませんが、公立幼稚園を今後どのようにしていくのか。現在、認定こども園への移行などを民間のほうでは一生懸命考えていらっしゃいます。公立をそのまま置いていいのかと、そんな話もございまして。そういうのも含めまして、様々な課題がありますが、例えば舞鶴中学校が今後また生徒数が増えていったときに、教室を増やす方向でいくのか。要は、市の予算を入れて増やす方向でいくとするのか。それとも、それは無理だから、やはりほかの中学校、あるいはほかの小学校も含めて通学路の見直ししていくのか。そういうこともまた、議会のほうともいろいろ御相談をさせていただかなければいけません。ですから、そういう意味で言うと、審議会をどこで切って、パブリックコメントにして、議会のほうに御説明してと、なかなか期間としてはうまく説明ができないところがございます。だから、先送りするつもりは全くございませんが、行ったり来たりしながら一つの結論を持っていくということになるのではないかとこの見込みは持っているところでございます。

○委員（松元 深君）

先ほど阿多委員のほうで3クラスの学校について10年後を聴かれたわけですが、例えば永水小なんかは、かなり特認の生徒に依存をされていると思うんですが、何校かあると思うんですが、今、特認で来ている生徒、それから3クラスについては6年後を聴かれたわけですが、特任制度をとっている学校で特任の生徒に依存というか、たくさん来ているわけですが、その地域の6年後はどのような傾向になるのか、分かっているらっしゃればお知らせいただきたいと思っております。

○教育部長（越口哲也君）

特認生に非常に依存をしている学校というのもございまして。例えば、中福良小学校は44名いますけれども、44名のうち33名が特認生と、地元は11名というような状況のところもございまして。それから、川原小学校が19名のうち12名が特認生でございまして。木原小学校が27名のうち14名、木原中学校も同じく22名のうち14名ですので、もう半分以上の児童・生徒が特認生であるというような実態もございまして。そのようなことから将来、特認を希望する子供さん方がどういうふうにして今後、推移をしていくのかという部分については、まだ状況によって変わってくることでしょうから、計画

しておりませんが、地元だけでいきますと、確実に減少の傾向になりますので、その辺を含めて今後、学校の在り方ということ、非常に検討していかなければいけない状況かなと思っております。

○委員（松元 深君）

永水小は、特認生はいないんですか。それと、6年後は大体、地域のほうでは先ほど3クラスとか言われたから、かなり減るのかなと思って質問したところなんですけど、お知らせいただければと思います。

○教育部長（越口哲也君）

永水小につきましては、今34名の児童がおります。そのうち12名が特認生でございまして、34名ですので地元が22名ですけれども、地元の数は32年度も22名が予定されておりますので、地元の児童は増減がないような見込みでございまして。中福良小は地元が11名ですので、平成32年度は4名の見込みでございまして。それから、木原小は地元が13名から13名で、変わらないと見込んでおります。川原小は地元が7名から7名で、これも変わらないと見込まれます。

○副委員長（有村隆志君）

先ほど小・中一貫校という話がありました。私は要望のほうを。熊本のほうなんですけれども、先ほど学校教育課長のほうから少しお話がありましたけれども、特色ある地域の学校の在り方ということで、小・中一貫校を今、熊本でやっている学校がありまして、そこで主に教育長がおっしゃっているのが、小学校1年から英語の教育を始めて、またそれと併せて小・中一貫で地域との連携ということも入れて学校教育をされているモデル的な所が、国からの支援を頂いてやっているということが少し載っているのがありましたので、またそこらも含めて検討していただいて、先ほど舞鶴中のごと、地域の周辺の、私はできれば一小学校、一中学校という形で動いていくのがいいのかなど。そして、そこから小・中一貫校というものを。そして今、国のほうでは保育園ですか、5歳児から義務教育化しようという動きもありますので、そこまで含めて幅広い形での検討を。一番大事な原点は、子供たちをどう育てるかということですので、そこを中心に考えていただきたいと思います。御答弁があれば答弁していただきたいと思います。

○学校教育課長（室屋正俊君）

ありがとうございます。今、国のほうでも財政規模をどのような形で有効に使うかということで、御指摘のありました幼稚園と保育園の一体化、幼稚園への義務教育化の前倒し、それから小・中一貫のこと、小規模校の統廃合など様々な動きがございまして。それを受けまして、霧島市の特色としてどういうふうにしていくかというのは、本当に全体的に考えないと、一つ一つのことだけをやっていると、それが済んだと思ったときには次の部分がまた出てしまうというようなことがございまして、少し時間は掛かるかもしれませんが、市民の皆様と様々な形での検討をしていくのは、今が一番大事なきだと私たちも考えております。審議会の前にその準備としまして、霧島市の小・中学校等の在り方検討委員会、これはまだ仮称でございまして、そういう全体的に課題を捉える会を開いて、まずは課題の把握、そして今後の霧島の教育の方向性を見出す会というのを、まずはやっていきたいと考えているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、今回の調査事項に自転車通学のこともお願いしておりました。資料も付いているようでございますので、これについて説明をお願いします。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

お手元の資料、5ページの中に市内の中学校の自転車通学の状況について、載せておきました。上のほうから、実際に自転車通学の許可をしている学校としては、ほとんどの学校が許可していると。福山中学校については、地形的なことも含めて、地区を限定した形ということでした。そのほかにつきましては、2kmから3km、少し学校によって幅はあるんですけれども、各学校の実態に

基づいて、それ以上の子供たちについての自転車通学を認めているということでもございました。人数につきましては、4番に自転車通学生の人数、1年、2年、3年とございます。その下に、例えば国分中学校でありますと、66、68、80、計214名、これが自転車通学の許可が出ている子供たちと考えていただければと思います。それから、2点目の部活動生を特別に許可している学校というのもございました。そこに書いてありますように、国分南中学校、舞鶴中学校、溝辺中学校、隼人中学校、日当山中学校、という所が認められているということでもございます。それにつきましては、各学校で例えば一般の生徒が2.5km以上であれば、2km以上の子供たちということであればいいですよという形で許可を出しているということでした。学校によっては、国分南中学校は特別に土・日とか長期休業中、ここについては自転車でも構わないというような対応をしているということでした。それと、日当山中学校には、最近、今年でしょうか、見直しをして、直線距離で1.5kmの子供たちについてはオッケーだという形で許可をしているというようなことで、運用しているということでした。自転車通学につきましては、そのような対応をしているということでもございます。今、言ったような学校につきまして、例えばこの後、部活動等についてちょっと緩和措置できますかというようなことをお尋ねさせていただきました。そうしたときに、一番問題になるのは、自転車置き場をどうするのかということ、そして地形的なこと、例えば牧園中であればいろんな距離あるいは地形的な部分があると。その交通の安全性というところはどうかということも、ちょっと考えると。そこを含めたところで議論してやらなければならないので、すぐできるというようなこともなかなか難しい。保護者の理解を求めたり、いろんなことをしないといけないということでした。そのようなことで、対応ができるという学校につきましては、今のところできるだろうという所は、溝辺中学校、横川中学校、霧島中学校、福山中学校、今言ったような学校につきましては可能かもしれないということでもございました。それ以外は、先ほどの理由でちょっと難しいかなという考えを学校は持っているようでもございました。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

委員長を交代します。

○副委員長（有村隆志君）

委員長の職に就きます。池田綱雄委員。

○委員（池田綱雄君）

この件については私のほうからお願いを致したんですが、実は、国分中学校区の方、ある集落内に仲のいい子供さんが女の子二人いて、一方は自転車通学が認められますよと、一方は認められないよという、ほんのちょっとの差なんだけれど、そういうことで認められない子が非常に困っているということで、ちょっと連絡があつてお願いしましたところ、それなら測ってみなさいということでも何十mか足りなかったのですが、それくらいはというようなことで、2km以上と書けばいいかというようなことで許してもらったわけです。一応、自転車通学になって喜んで2か月くらい自転車通学をした後に、当時、教頭先生が異動になるということで、後の教頭先生にしっかり言うておくからというようなことで進んだんですが、学校が始まって2か月くらいしてから、学校のほうからその女生徒に、明日から自転車通学は駄目だよと言われたというようなことで、その親が非常に憤慨して、なぜ親に先に言わないのかと、子供になぜ言うのよと、そういうのが1点と、校長、教頭が出てきて、自転車は買い取るからというようなことも言ったと。それなら300万円で売るがというような、それは売り言葉に買い言葉でもうめちゃくちゃになったんですが、それは学校側の不手際。一旦許可を出して2か月も通学させていて、それを取り消したという、そこに一番大きな問題があつて、そして学校側の言葉として、その自転車は買い取るからと、何でそんなことが言えるのかという、私はその二つの大きな問題があると思うんです。そういう事情を聞いて、そういう同じ小さい集落にたった二人しかいない生徒の一人は通学距離に達している、一人は達していない。そ

んなのはちょっと憂慮できないのか。学校というところは融通が利かないものだと思ったところですけれども。それと、そのときに、その女の子も部活をするんだと。日当山中学校が部活をする子は、特にそういう自転車通学を認めているよというような話を聞いたもんだから、そんなのではないのかと聴いたら、それはないということでした。女の子が部活をする冬なんかは、もう5時を過ぎると暗くなる。そして、私も孫が部活をしていますけれども、持ち物が多いですよ。やっとなり持つような、そういう通学です。そんなのに部活をする、もうちょっと距離が足りない、そんなのは何かこう自転車通学はできないのか。ここの資料に、部活動の特別許可があるかということところは、半々ですけれども、その辺を学校で、そういう部活でほんのもうちょっと足りないような所はというようなふうに指導ができないのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（室屋正俊君）

最初の、その女子生徒の通学の取消しにつきましては、今、お聞きした範囲ではやはり学校の教育的配慮が欠けていたのかなと、私も思います。学校というのは、小さな社会ではございますけれども、そこは子供たちが成長をする段階で、ある程度の集団の規範や、それからお互いの人間関係を培っていくという学習をする場でございますので、教育環境としましては全てを一律に、社会の中で決まっているような規律として扱っていることではないと私どもも考えておりますので、今のお話の件につきましては、やはり学校が配慮をしっかりとすべきではなかったかなと。具体的に言いますと、近くにいる仲のいい子供であれば、そこはある程度柔軟に対応できるわけですし、1回許可したものを何かの事情でまた変更するのであれば、御指摘があったように、保護者とまず相談をするべきであったらと思うんです。また、個別の案件で、私どものほうで何か取り扱うことができればまた、具体的に教えてくださればと思います。二つ目でございます。部活動生がそうやっていろんな荷物をたくさん持つか、それから土日にもまた学校に行くとか、いろいろな場合があるかと思いますが、基本的には学校の教育活動の中で行っていることとございます。また、学校の地域としてのいろいろな特性もございまして、自転車で行くことがかえって安全かというようなものもあるかと思っております。自転車というのは、速度が出ます。それから、自転車というのは非常に不安定でございまして、徒歩で歩くことよりも危険性が伴うのは御承知のとおりかと思っております。ですから、そういう意味で考えますと、子供たちの安全を一番に考えて、それぞれの学校でPTA等とも相談をしながら判断をしているものではないかと考えているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

分かりました。この資料の2番目の部活動の特別許可があるかということですが、私が3月の時点でちょっと学校を聴いたところ、日当山中学校しかなかったような気がします。これがマルがたくさん増えているということは、その後、何か変更があったのかなと思うんですが、その辺はどうですか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

池田委員の御指摘なんですけれども、私たちの認識では、今年になってこういうふうな設定したという形ではなく、以前からあったと認識しております。変わった点につきましては、日当山中学校がそこに書いてありますように、今までの規定よりは、直線距離でというような規定に変えたと聞いておりますので、ほかは前から運用していたと認識しております。

○委員（池田綱雄君）

よく分かりました。先ほど言いましたように、同じ集落、仲のいいそういう子供たちがいて、一方は自転車、一方は徒歩、一緒に行けませんよね。自転車を押して行かないといけなんでしょうけれども、そういうのは何かしらの措置をしていただきたい、そういう教育委員会のほうから言えるかどうか分かりませんが、特別な何かできないものかどうか。これは全体の問題で難しいでしょうけれども、自転車置き場の問題とか、いろいろ問題が出てくるとは思いますけれども、たまたま同じそういう同じ集落で、ほんの小さな集落ですよ。一方は良い、一方は悪い、そういう事例が出てきたものですから、私も何とかできないかと。それで、何とかしましょと、そういうことでやって

2か月は良かったと。2か月後に、急に子供さんと呼んで、明日から自転車通学は駄目だよと。そういうのは、ちょっと子供も不信感を持っただろうし、親も非常に憤慨されていたと。その後がいけない。そういう親が憤慨して、何で子供に先に言うんだと怒ったら、校長先生、教頭先生が出て来て、自転車は買い取るからと、その文言が。それなら、何の予算で買うのよと、そんな予算が学校にあるのかと、いろんなそういう経緯になっていくと思うんですよ。だから、ちょっと校長、教頭にはあるまじき言動かなと私も思ったものですから、本当は言わないつもりでしたけれども、まだちょっと気持ちが収まらなかったものですから言いましたが、そういうことでしたので、今後よろしく願いいたします。

○副委員長（有村隆志君）

委員長を交代いたします。

○委員長（池田綱雄君）

委員長の職に就きます。ほかに質疑はありませんか。

○委員（中村正人君）

広い意味で関連ということで。自治会のことも先ほど出ましたが、小学校の子ども会の加入の現状というのは、教育委員会のほうでは把握はされていませんよね。要は、まち中の学校になりますと、やはり自治会加入も減ってきて、子ども会加入も減ってきております。その地域の行事をするのに大変支障を来してきているという部分もあるし、子供たちにも不幸なことだと思っております。そういった中で、一応学校はノータッチだとは思いますが、PTAなり、あるいは校長なり、加入することが望ましいというような一言でもあればと。自治会加入は当然、行政のほうも加入してくださいということは言っています。ただ、学校においては、子ども会加入は強制ではないものですから、強くは言ってらっしゃらない部分があると思いますが、やはり校長先生の一言でも加入が望ましいということでも言っていただければ、何とか地域のほうに出て行って、やはりこの縦のつながりというものを子供たちも勉強できるのではないかと思いますので、一つお願いしておきます。要望です。

○教育部長（越口哲也君）

非常に貴重な御意見ありがとうございます。強制はできないわけですが、そのような形で進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここで暫く休憩します。

「休憩 午前11時00分」

「再開 午前11時08分」

△ 小中学生が所持する通信機器の学校内での取扱いと、使用全般に対する危機管理について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に小・中学生が所持する通信機器の学校内での取扱いと、使用全般に対する危機管理について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

それでは、小・中学生が所持する通信機器の学校内での取扱い、及び使用全般に対する危機管理について、御答弁申し上げます。平成25年10月に実施した携帯電話インターネット利用状況実態調査結果によりますと、本市における自分専用の携帯電話所持者の割合は、小学生21.3%、中学生

26.1%であり、小・中学生とも県平均とほぼ同じ割合でございます。そのうち、スマートフォン所持者の割合は、小学生2.5%、中学生11.8%であり、小学生の県平均12.4%、中学校の県平均45.9%に比べると低い状況であります。学校内での取扱いについて、学習に必要な道具であることや、万一連絡が必要になった場合は学校職員が対応するという考えから、市内の中学校14校においては、携帯電話の学校への持込みは例外なく認めておりません。なお、小学校35校のうち28校は学校への持込みは認めておりませんが、7校については単独下校時の安全確保等、条件付きでの持込みを認めております。携帯電話、特にスマートフォンの普及によりまして、犯罪被害に巻き込まれるケースやいじめ問題、ネット依存による悪影響など全国的に大きな社会問題になっており、学校・家庭が連携して取り組む重要な課題であります。このような実態を踏まえ、携帯電話等の使用全般に対する危機管理について、学校では児童・生徒への指導と保護者への啓発に取り組んでおります。児童・生徒への指導は専門機関、警察、企業等の外部講師や教職員による講話、啓発パンフレットやDVDを使用した指導などで、携帯電話等の使用におけるトラブルの未然防止と危機管理能力の育成に取り組んでおります。また、保護者への啓発はPTAや家庭教育学級等の機会に、携帯電話やスマートフォンを児童・生徒に持たせる功罪、トラブルの早期発見や携帯電話のフィルタリング設定、使用時間の制限や家庭内の保管場所などの家庭内ルールの設定など、家庭での予防策などについて啓発パンフレットを活用した講話を実施しております。さらに、学校職員は常に新たな携帯電話に関わる問題に対応できるよう、管理職研修会や生徒指導主任等研修会、メディアセンターが行う情報教育研修講座等で児童・生徒への指導や保護者への啓発ができるよう研修を実施しているところでございます。以上の取組を通して、学校と家庭のそれぞれの役割を明らかにしながら、児童・生徒の実態や発達段階、地域の実情等を考慮し、携帯電話等の通信機器の使用に関する正しい知識と事故防止のための安全指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（池田綱雄君）

執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（平原志保君）

携帯電話・スマートフォン等の持込みなどのルールづくりなどは、学校を中心にされているかと思うのですが、今、問題になっているのがLINE等でのいじめ問題が大きく取り上げられ、それでもう死人が出ている状態だったりしているわけですが、それに対応する教育委員会から何かというのは決めたりしているのでしょうか。それとも、これから何かスマートフォン等の使用を、ある地域では午後9時以降使用禁止とか、まちぐるみで決めたりしている所もあるようですが、そういうものを教育委員会としては、求めていったりしようと思っていらっしゃるのか教えてください。

○学校教育課長（室屋正俊君）

御指摘ありがとうございます。最近、新聞を見ますと、毎日携帯電話やスマートフォンを使った犯罪あるいは子供同士のいろいろな事件が出ております。これまでも携帯電話が出てまいりましたときに、メールによる誹謗中傷やいじめについて、またスマートフォンが出てきたときにも、同じようなLINEによるいじめ等の予防につきましては、学校でそれぞれ対応しているところでございます。先ほど部長の説明にもありましたが、小・中学校におきましては教育課程の中に位置付けた学級活動などで計画的に、通信機器等の使い方あるいはメールで相手の心を傷つけないような文章の作成等につきましては、各学年で指導しているところでございます。また、児童へも啓発プリントを配布したり、学校だよりに掲載をして家庭にお願いをする形などもとっております。また、保護者におきまして、PTA総会や学級PTA、それから家庭教育学級というのを学校ごとに持っておりますが、そういうところに専門家を招いて、家庭でのスマートフォン・携帯電話の取扱いについては様々な形をお願いをしているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

先ほどの平原委員の質問で、よその地域では時間を午後9時までと決めているというようなこと

でしたけれども、それについての答弁がなかったのですが、教育委員会で協議したことがあるのかどうか。その辺を含めて答弁できますか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

平原委員から御指摘いただいたのは、この前資料も頂きましたけれども、NHKのクローズアップ現代という番組の中で、スマートフォンについて、一つは愛知県刈谷市、もう一つは兵庫県神戸市だったでしょうか、二つの取組が紹介されていました。刈谷市のほうは、教育委員会それから保護者、警察が連携した形で会を発足して、その中で3点決まりをつくって、それをみんなで守りましょうというような取組をしているというふうに認識しているところです。それから、神戸市のほうは、今度は大学生が来て一緒に子供と、どんな使い方がより良いのかということをお互いに学びながら、そして自分たちでルールをつくっていこうというような取組をしているところでございます。本市におきましては、まず刈谷市の取組については、どちらかという和家庭教育というのが中心かなというふうに考えております。家庭内でのルールは家庭内で決めていただくというようなこと。そのために教育委員会として、保護者とのどのような関わりを持ちながら、そしてどういう形で進めていくのかというのは、ここはまだ市として方向性を出してやっているところではございません。ただ、一緒にやらなければならない喫緊の課題であるということは認識しているところです。それから神戸市がやっている、大学生と子供たちの中でルールをつくっていくというのがございます。これは、非常に面白い取組だなというふうに思っております。本市では、大学生のICT支援員ということで、これは機器を操作するというような授業をしております。大学の4年生が来て、そういうサポートをしておりますが、こういう大学生と子供たちとの間で、お互いにこういう大学生が勉強したことを子供たちと一緒に、あるいは経験したことを一緒に学ぶ機会がもしできるのであれば、そういうのも少し検討していく必要があるのかなと。そして、子供たち自身が自分たちでそういうことを認識し、そして守っていけるようにするという力を付ける、つまり危機管理能力というのでしょうか、そういうのも育成していく必要があるなというふうに考えております。以上のようなことを含めて、今、自分たちとしては検討していきたいなという考え方を持っているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ここで委員長を交代します。

○副委員長（有村隆志君）

委員長の職に就きます。池田綱雄委員。

○委員（池田綱雄君）

先ほどから部長の説明、また今の課長補佐の話聞いていますと、家庭内で子供たちのルールをつくってというような話がありましたけれども、先日、NHKのほうでスマートフォンの特集をやっていましたよね。その中で、スマートフォンにしてもメールにしても、相手に打てば相手に伝わったというのが分かるわけで、その返事が来ないと、もう無視すると。友達から外すとか、非常にそういう問題があって、やったり取ったりで夜中までずっと続くと。だから、午後9時までというふうに決まったら、もう9時になったから、もうこれは今後しませんよということで打ち切れると言うのですよね。今、課長補佐が言われた家庭内のルール、これが子供たち同士で通じるのかどうか。やはり、ここは市が何時までだよと、そういうメールとかスマートフォンの使用は午後9時までだよとなれば、もう9時になったから駄目だよと。親もきちんと指導ができるだろうし、子供たちも9時になったからできませんと、断れると思うのですよ。その辺を、私は、今の部長あるいは課長補佐の答弁では、子供たちに任せてそれが子供たち同士のルールがちゃんとできるのかどうか、非常に疑問を持ったものですから、その辺についてはどうですか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

議員御指摘のとおり今、私の説明ではどちらかと言えば子供たちに任せるといったことのように聞こえたかもしれませんが、ただ、先ほど話をしたように親と連携した、例えば市の生活指導連絡協議

会とかいうようなPTAとの語り合いがあると。例えば、夏休みであれば、そこでしっかりとルールを決めて、そして夏休みを迎える、あるいは冬休みを迎えるという形をとっているところがございます。やはり、そういう市と保護者が一緒になった形でお互いルールを決めて、そしてそれを守って行くというような形の取組をしていかなければならないと考えておりますので、子供たちだけに任せるというような気持ちではございません。やはり、そこではしっかりと議論をして、そういう形で進めていくという考え方は持っているところがございます。

○委員（池田綱雄君）

やはり子供たちという答弁ですけれども、納得がいかないのですが。実は一週間、十日くらい前ですかね、ある小学校で民生委員や警察官やいろんな人が集まって、そういう子供たちの教育の場の協議会があったのですよ。それに校長先生が、小学校・中学校が2校見えていました。そこで、私はスマートフォンとかそういうのは学校に持ち込めると、ちょっと聴いてみました。なんか明解な答えがなかったような気がしましたので、ここで教育委員会としてはどういう考えを持っているのか聴いてみようではないかということで、今日こうして議題になったわけでありまして。だから、教育委員会あたりが、もう何時までだよと、何時以降はもう駄目だよというような方針を打ち出してやらないと、各学校に任せておいても面々で、ちゃんとした結果が出ないと思うのですよ。そこら辺を教育委員会が中心になって動いてもらいたいなというふうに、これは要望をしておきます。

○副委員長（有村隆志君）

委員長を交代します。

○委員長（池田綱雄君）

委員長の職に就きます。ほかに質疑はありませんか。

○委員（平原志保君）

この中で、LINEをやっている方はいらっしゃいますか。というか、皆さんできますか。分かって今、お話をされているのかなと、ちょっと疑問に思ったのですが。[「できます」と言う声あり] LINEはされていますか。[「はい」と言う声あり] 結構つながって、夜中とかにもLINEとか来ませんか。大人だからそういうのはないですかね。やはり、子供たちは夜中関係なく、午後9時、10時、11時にやっているわけですよ。子供にルールをつくらせる。親もそれに参加するというのは理想なんですけれども、どこの親も常識があるわけではありません。子供に関して関心のある親もいれば、ない親もいるんですよ。そこで、どこでいじめが起こるかということ、そういうアンバランスさの中で教育を受け、そこで子供たちのバランスも悪くなり、いろいろいじめも出てくるわけですけれども、LINEはすぐに答えが返ってこない、それが原因でいじめということもありまして、やはりここはおせっかいのようなんですけれども大人が介入して、ルールづくりというものをしたほうが、各保護者たちも楽だというのは声では聞くんですね。市のほうで午後9時以降は禁止されているよと、もう今日はできないからねということが言えるわけですよ。一つそこら辺をじっくり、何のためにやらなきゃいけないか、そしてこれは研究している時間はないですね。明日でも明後日でも来週でも始めてほしいような内容なので、スピード感を持って決めていただきたいと思います。タバコのポイ捨ての条例ができるのと同じルールだと考えていただければ分かりやすいと思います。タバコのポイ捨ては良くないよと言っても、する人はするんですよ。しかし、これを取り締まるというか罰金刑だよとなって初めてやらなくなる人もいて、それでもやるんですよ。それくらいやらないと、なかなか子供たちも親たちもできませんし、親も子も自分たちはきちんやりろうと思っても、できない環境だったりするわけですから、そのときに、市がこう言っているんだからとか、霧島市のルールがこうなんだからというようなことができれば、かなり親たちの負担も減るかなと思います。せめてポイ捨て禁止のステッカーが貼ってあるように、午後9時以降は禁止とか、そういうようなものがせめてあれば変わってくるかと思っております。ぜひお願いします。

○教育部長（越口哲也君）

大切な御指摘だと承りまして、しっかりと早急に検討させていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

今、夏休みで子供たちもやりたい放題、夜も遅くまでメールをやっている最中だと思いますので、検討ではなくて早速、何らかの実行に移していただきたいと思います。

○副委員長（有村隆志君）

私もLINEを使って、この前失敗したことがございまして、ある人に個人情報を送ろうとしたら、間違っただけで全体に送って失敗してしまいました。LINEもそういう不特定の人に情報をパッと送ってしまう可能性があって、かなり影響力があるなと思っております。それで、スマホを持っている人の被害状況というのがかなり増えてきているということで警視庁からも出ております。それから、さっきから子供たちに任せたというような、それぞれがということなんですけど、フィルタリングということもきちっとされているのか。性犯罪につながっているという警視庁のデータも出ておりますので、ここまできたら予防線を張ってやるべきだと。先ほど平原委員からありましたけれども、学校に最低でも午後9時以降は駄目だよと啓発するものをしっかりと、ここは出していくべきではないかと思います。それと、あるところでは先ほど子供たちにスマホの勉強会をされているということでしたけれども、それは年に1回なのか、親も入れてやっているのか、そこら辺の実態を教えてください。

○指導事務G長（長濱信博君）

それぞれの学校の計画に基づきまして、それぞれの学校ごとに情報モラル教育の全体計画というのが、全ての学校に整備されております。その中に基づいて、学校の実態に応じて回数とかを決めているものかと、そのようになっております。最初の説明でございましたが、鹿児島県の教育委員会からスマホ時代のネットトラブル予防教室という、このようなDVDも作成されて、全ての学校に配られております。これは、霧島市の教育委員会の職員が制作にも携わっているのですが、これは非常に分かりやすくまとめてありまして、親子一緒にでも見られるようなものとして、全て配布してありますので、活用について求めているところでございます。このようなことから、PTAでこれを使って親子で見たい学校、子供たちを対象に見させる学校、あるいは保護者向けにという形で様々な取組をしているものということで考えていただきたいと思います。それから、学級活動、その他中学校になりましたら、技術の授業の中でこの情報モラルに関する、正にこのあたりにつきましましては、直接的に取扱うものもございまして、そのようなところで授業の中で取り扱ったりというようなことになっております。

○副委員長（有村隆志君）

LINEというのはグループをつくってやっているということで、いじめということにも少し関わってくるのですけれども、いじめ問題対策、そういったものが本市にもあるわけですが、そこでこのことが挙がっていますか。

○指導事務G長（長濱信博君）

ネット上のトラブルについては、こちらでも若干報告を受けているところですが、このLINEでの仲間外れということの情報は、こちらでは持ち合わせていないところでございます。

○副委員長（有村隆志君）

それは調査をしていないということですか。

○指導事務G長（長濱信博君）

学校から月に一度、報告は求めています。その中で、具体的に出てくることになっているかと思っておりますので、そのような扱いであります。

○副委員（有村隆志君）

出てこないからしないということではなくて、こういうことが現実に全国で起こっているのだから、やはりそこも含めた中で、これを問題提起していないところとちょっと、私は教育委員会としてもこれは大事な問題だと思いますので、そこも含めて甘いのではないかと思います。しっかり取

り組んでいただきたいと思います。それから、先ほどDVDを作ったということですが、そのDVDは各家庭に持って帰ることはできるのですか。

○指導事務G長（長濱信博君）

これは今、学校に1枚という形で県から配布されておりまして、それぞれ学校の実態によってという形になるかと思いますが、こちらのほうでは持ち帰りを禁止したりとかということはありません。「持ち帰れるということですか」と言う声あり]学校の判断になるかと思いますが。

○委員（前川原正人君）

この問題も先ほどの通学のエリアの問題と同様に、こうだと言えないわけですよ。最終的には親権者である親が、持たせるか持たせないかを決めるわけですよ。実際に昨年あったことですが、今の若いお父さん・お母さんというのは、携帯電話のスマホなどの指導は、学校ではどういうふうにしているのかという時代になっています。それは、PTA総会の中でも出た議論でしたが、そのことは学校がどうこうではなくて親がどうするんだということで、しっかりとルールづくりをするんだということで理解は得られたのですが、しかし、よく考えると、利用の仕方によっては大変いい機器ではあるわけですよ。ただ、それに対して社会問題化しているというのがクローズアップされて、それこそ、この前の倉敷の誘拐事件でしたか、あれも携帯電話を持っていたからこそというわけではないですが、どこまできちんと発信されて所在が確認ができていたというのがあって、使い方次第だったり、いじめの問題等もこれによって使い方を誤れば、命を落とされるということもあるわけです。問題は、先ほどから出ていますように、教育委員会がこうだということで一概に言えない。学校にもこういう指導をしてくださいという程度しか言えないわけですが、やはり協力要請ということで、教育委員会のほうが学校側に対して、時間を割いて、こういう取組をやはりやるべきなんだということでイニシアティブを取って、主導権を持って指導という言い方はおかしいですが、教育委員会部局として学校のほうにも要請をしていくという、やはりそういうのが今、求められていると思うのですが、現在そういうふうになっているのでしょうか。

○指導事務G長（長濱信博君）

現在、管理職研修会、あるいは管理職に対しまして、情報教育・情報モラルに関する特化した研修会、あるいは担当者の研修会等を通じまして、このような指導につきまして行われるようにということで、日頃から学校に対しては指導を行っているところでございます。

○委員（前川原正人君）

指導をされて、管理職の人たちが学習をされて、ああなるほどと理解をされて、そのことが保護者だったり、子供たちにも波及をしていって、いい方向に行けばいいのですが、一つの方法として先ほどもありましたけれども、いじめ問題の防止等に関わる霧島市の組織、相談機関等ということで、これはこの前配付いただいた資料ではあるのですが、この中で子ども会の育成連絡協議会とか、それから様々な指導連絡協議会とかあるわけですが、そういう中にも行き渡るようにというのですかね、その辺まで、所管が違う部分もあると思いますけれども、例えば生涯学習課のほうで徹底を図るとか、やはりそういうやり方というのも今後、検討していく必要があると思いますが、その辺についてはどうなのか、お聴きをしておきたいと思います。

○学校教育課長（室屋正俊君）

御指摘のとおり、教育委員会の所管の中に、PTAの連絡協議会あるいは市の校外生活指導連絡会なるものもございます。これはPTA関係者、教育委員会の関係者、警察等も一緒になって子供たちの校外での生活について、協議をしながら約束事を決めていく会でございます。教育委員会、PTA連絡協議会、校外生活指導連絡会などの組織を一緒になって、現在の御指摘いただいた課題について検討をして、早急に各家庭までしっかりと伝わるような形で、具体的にどのような形になるかは考えますけれども、各家庭まで伝わるようにしていきたいと思っております。

○委員（平原志保君）

各家庭に伝わるようにやっていただくということで、よろしくをお願いします。大体いつ頃を目安にという、冬休みまでとか、2学期中にとか、夏休み明けまでとありますか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

スピードを持って対応したいと思います。ただ、私どもも夏季休業が終わったとき、9月になってもう一つの問題がございます。不登校が増えるのが、ちょうど9月でございます。子供たちが夏休みにいろいろな経験をして、生活が不規則になって、そこから規則正しい学校生活に戻れるかというのは、先ほど御指摘がありました夜中までスマートフォンを使っている、そういう子供たちにとっては非常に難しい問題でございます、各学校でも個別に声を掛けて、規則的な生活に戻るような声掛けはしておりますので、それも連携をして考えるならば、できるだけ早い時期に。できれば9月ぐらいをめどにして、何かの手を各家庭まで届けるようには努力はしていきたいと思います。御理解いただければと思います。

○委員長（池田綱雄君）

先ほどからいろいろ出ていますけれども、NHKの報道によりますと、子供たちが一旦送ったものが返ってこなければ、友達から外すとか、無視するとか、そういうのがあって非常に困っていると。だから、ある地区では午後9時までだよと。そうすれば、もう9時までになっているので、9時から先はしませんよという、そういうルールが通用するわけです。課長、困っている家庭が非常に多いと思いますよ。誰に言えばいいのかなというような。だから、やっぱりそれは教育委員会がリーダーシップを取って指導していただきたいなと思います。スピード感を持ってということですので、よろしくをお願いします。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

〔休憩 午前11時37分〕

〔再開 午前11時38分〕

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、今回の所管事務調査についての自由討議を行いますので、御意見がありましたらここで御発言をお願いします。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようですので、これで所管事務調査に係る自由討議を終わります。

△ 委員長報告について

○委員長（池田綱雄君）

以上で予定していた調査を終了いたしました。本日の所管事務調査に係る委員長報告について協議します。本会議での報告についてどのように取り計らうか御意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

スマートフォンのことですけれども、やはり社会的問題まで発展をしている状況です。それこそ遅きに失したぐらいの感があるのですが、やはりこのスマートフォンのことは委員長報告をやるべきではないかなと。そして、通学の問題もなかなか画一的にここはこうだということ、机上の論理だけではできない部分もありますけれども、今日の審査の中で、実情を踏まえた対応をするべきだということぐらいは、そんなに長くしなくてはいいいと思いますけれども、ポイント、ポイントで報告したほうが、私はいいような気がします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま本会議で報告したほうがいいというような意見がありました。ほかにありませんか。

もうしなくていいという意見はありませんか。報告するというところでよろしいですか。

〔「簡潔に」と言う声あり〕

簡潔にと言うけど、たくさん質疑をしましたよね。ただいま本会議で報告するということに決定しましたので、本日の所管事務調査に伴う委員長報告に当たり、付帯意見を取りまとめたいと思いますが、何かありませんか。

○委員（阿多己清君）

質疑の中でも少し触れたのですけれども、この通学区域の見直しといいましょうか、検討をしていくということで示されました。どうなるか分かりませんが、私が気になるのは小規模校の在り方です。本当に子供の思い、保護者の思いというものをしっかりと議論いただいて、本当の学校をつくっていただきたいなと思います。子供たちはこの10人規模で本当にいいのかというのを、いい面もあるんですけれども、子供たちはやはり競争意識を持って一緒にやれる環境がいいかなと個人的には思っているのですけれども、絶対統廃合ありきではないのですが、しっかりとそこらを気持ちを込めて、子供たちのために保護者のために学校づくりの策定をしてほしいなと思っておりますので、そういうところを少し触れていただければ有り難いと思います。

○委員長（池田綱雄君）

今の意見は、統廃合も触れてということですか。

○委員（阿多己清君）

統廃合ありきではないのですけれども、子供たちのことや保護者の思いというものをしっかりとつつかんで、気持ち的には統合の気持ちなんですけれども、そういうことも考慮しての審議に望んでほしいということでございます。

○委員長（池田綱雄君）

もう一回お尋ねしますが、統廃合もちょっと文言として入れたほうがいいという意見ですか。

○委員（阿多己清君）

ちょっと言いづらい部分もあるのですけれども、統廃合も考慮して望んでほしいということでございます。

○委員長（池田綱雄君）

分かりました。ほかにありませんか。

○委員（中村正人君）

意見といたしますか、付け加えるというか、先ほどのスマートフォンの話ですけれども、携帯も含めて今、所持率が小学校21.3%、中学生26.1%、まだ所持していない子供が過半数以上、相当数いるわけで、今、問題になっているのはその利活用の部分であって、これから買い与える親に対しての注意喚起を並行してやるべきだと思います。あくまでも親の責任で買い与えているわけで、その利用方法を教育委員会、学校に頼っている親というのも無責任だと思いますから、買い与える前の注意を呼び掛ける指導等も必要ではないかと思っております。そういった部分も並行して、その部分は教育委員会でやるべきではないかと思っておりますので、そこら辺の啓発もお願いしたいということをつけ加えていただければと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいま意見が出ましたが、そういう意見を織り込むこととして、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。

△ その他

○委員長（池田綱雄君）

その他として委員のみなさんから何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前11時46分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 池 田 綱 雄